

川崎町新型インフルエンザ等行動計画

(福岡県知事助言に基づき一部修正)

平成 26 年 10 月

福岡県川崎町

目 次

I はじめに

- I-1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 1
- I-2 川崎町行動計画の策定 1
- I-3 新型インフルエンザとは 3
- I-4 新型インフルエンザの感染経路と感染予防策 4
 - (1) 新型インフルエンザの感染経路 4
 - (2) 新型インフルエンザの感染予防策 4

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- II-1 新型インフルエンザ等対策の目的 6
- II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 7
- II-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 9
 - 1 基本的人権の尊重 9
 - 2 危機管理としての特措法の性格 9
 - 3 関係機関相互の連携協力の確保 9
 - 4 記録の作成・保存 9
- II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 10
 - 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について 10
 - 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について 12
- II-5 対策推進のための役割分担 13
 - 1 国の役割 13
 - 2 地方公共団体の役割 13
 - 3 医療機関の役割 14
 - 4 指定地方公共機関の役割 14
 - 5 登録事業者 14
 - 6 一般の事業者 15
 - 7 町民 15
- II-6 町行動計画の主要6項目 15
 - (1) 実施体制 15
 - (2) 情報収集・共有 16
 - (3) まん延防止に関する措置 17
 - (4) 予防接種 19
 - (5) 医療 20
 - (6) 町民生活及び町民経済の安定の確保 22
- II-7 発生段階 22

Ⅲ 各段階における対策

Ⅲ－１ 未発生期	24
（１） 実施体制	24
（２） 情報提供・共有	25
（３） まん延防止に関する措置	25
（４） 予防接種	25
（５） 医療	26
（６） 町民生活及び町民経済の安定の確保	27
Ⅲ－２ 海外発生期	29
（１） 実施体制	29
（２） 情報提供・共有	30
（３） まん延防止に関する措置	30
（４） 予防接種	31
（５） 医療	31
（６） 町民生活及び町民経済の安定の確保	32
Ⅲ－３ 県内未発生期～県内発生早期	34
（１） 実施体制	34
（２） 情報提供・共有	36
（３） まん延防止に関する措置	36
（４） 予防接種	38
（５） 医療	38
（６） 町民生活及び町民経済の安定に関する措置	40
Ⅲ－４ 県内感染期	42
（１） 実施体制	42
（２） 情報提供・共有	43
（３） まん延防止に関する措置	44
（４） 予防接種	45
（５） 医療	46
（６） 町民生活及び町民経済の安定の確保	47
Ⅲ－５ 小康期	51
（１） 実施体制	51
（２） 情報提供・共有	52
（３） まん延防止に関する措置	52
（４） 予防接種	52
（５） 医療	52
（６） 町民生活及び町民経済の安定の確保	53

※参考：用語解説(国の新型インフルエンザ等対策行動計画より一部引用)